

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防災課)

## 規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十二号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「(副所長を置かない県事務所にあつては、振興防災課長)」及び「(副所長を置かない県事務所にあつては、振興防災課長を除く。)」を削る。

別表第二清流の国推進部の国づくり政策班の項に次の一号を加える。

4 在住外国人等に係る災害対策の連絡調整に関すること。

別表第二清流の国推進部の部地域スポーツ班の項の次に次のように加える。

全国レクリエーション大会推進班	清流の国推進部 全国レクリエーション大会推進事務局長	災害対策の応援に関すること。
-----------------	-------------------------------	----------------

別表第二危機管理部の部危機管理政策班の項に次の一号を加える。

4 岐阜県防災情報通信システムの管理運用に関すること。

別表第二危機管理部の部原子力防災班の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同部防災班の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から

第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二環境生活部の部環境生活政策班の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同部自然環境保全班の項事務分掌の欄を次のように改める。

- 1 自然公園施設等の災害対策に関すること。
- 2 野生鳥獣リハビリセンターの災害対策及び連絡調整に関すること。

別表第二健康福祉部の部医療整備班の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 地方独立行政法人（医療整備課所管分）の災害対策及び連絡調整に関すること。

別表第二健康福祉部の部地域医療推進班の項中「地域医療推進班」を「医療福祉連携推進班」に、「地域医療推進課長」を「医療福祉連携推進課長」に、「地方独立行政法人（地域医療推進課所管分）及び希望が丘学園」を「希望が丘こども医療福祉センター」に改め、同部保健医療班の項第五号中「心のケアチーム」を「災害派遣精神医療チーム」に改め、同項第七号を削り、同部障害福祉班の項第四号中「知的障害者更生相談所等」を「知的障害者更生相談所及び発達障害者支援センター」に改め、同表商工労働部の部産業技術班の項第三号中「岐阜県科学技術振興センター」を「テクノプラザエリア関連施設（産業技術課所管分）」に改め、同部国際戦略推進班の項中「国際戦略推進班」を「国際班」に、「国際戦略推進課長」を「国際課長」に改め、同表農政部の部農政班の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同部農村振興班の項の次に次のように加える。

里川振興班	農政部	水産物及び水産関係施設の災害対策に関すること。
	里川振興課長	

別表第二林政部の部全国育樹祭推進班の項を削り、同表都市建築部の部公共建築住宅班の項中「公共建築住宅班」を「公共建築班」に、「公共建築住宅課長」を「公共建築課長」に改め、同項事務分掌の欄を次のように改める。

災害対策の応援に関すること。

別表第二都市建築部の部水資源班の項の次に次のように加える。

住宅班	都市建築部	1 災害救助用仮設住宅の建設及び住宅心急修理についての協力に関すること。
	住宅課長	2 公営住宅の災害対策に関すること。

別表第二警察部の部警備総括班の項中「警備第二課長」を「警備第二課長 警備総務課長」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社